

## 佐世保工業高等専門学校仕様策定取扱要項

(平成24年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校における購入物品等の仕様策定を行う場合の取扱は、独立行政法人国立高等専門学校機構における設備等の調達に係る仕様策定等に関する規則(以下「機構規則」という。)で定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 機構規則第5条に掲げる事項の詳細および仕様策定にあたっての留意事項については、次のとおりとする。

一 設備が備えるべき機能及び性能等に関すること。

(1) 教育・実験・研究等、当該仕様策定物品等の使用形態を熟慮し、真に必要な不可欠な機能・性能のみを策定条件とすること。

(2) 操作初心者使用時等を考慮し、特別仕様、付属装備を含め、安全面に配慮した仕様を策定すること。

(3) 教育・研究等に求められる機能・性能に配慮しつつも、特定の銘柄だけが満足する条件を付することのないよう十分留意すること。

(4) 「迅速に」「など」「程度」「容易に」等の曖昧な表現は避けること。

(5) 特定の銘柄を例示として使用しなければ当該要件の説明を行うことができない場合は、可能な限り多数の銘柄を表示し、「又はこれと同等のもの」というような文言を付すこと。

二 設備に関する関係資料等の収集に関すること。

(1) 可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ公平に収集すること。

三 その他仕様の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(1) 仕様案への意見招請と質問事項への回答。

(2) 予算額と仕様案との検討対比。

(3) その他

(議事)

第3条 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

(報告)

第4条 機構規則第11条に基づく報告にともなう仕様策定委員会議事要旨については、次の項目について審議した内容を記載すること。

一 導入物品等の概要

二 調達物品等に備えるべき技術的要件

三 安全面に対する配慮

四 性能・機能以外に関する要件

(事務)

第5条 委員会に関する事務は総務課契約係において処理する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。